

令和6年4月1日から

相続登記の申請が義務化されます！



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

※ 正当な理由なく、義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

- ◇ 今のうちから、相続登記をしましょう！
- ◇ 今なら、**相続登記の免税措置**が拡大されています。
- ◇ 相続の際、**遺産分割**をちゃんと済ませましょう！
- ◇ 相続登記の手続や書式は、法務省・法務局のホームページをご覧ください。
- ◇ 弁護士・司法書士など相続・登記の**専門家への相談**も、ご検討ください。

詳しくは、右の二次元バーコードか、
『あなたと家族をつなぐ相続登記』
で検索！ https://www.moj.go.jp/MIJJI/minj105_00435.html

